

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和7年度版)

上 峰 町

目 次

市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2	経済的支援	
(1)	見舞金	1
(2)	高額療養費の支給	1
(3)	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	1
(4)	後期高齢者医療保険料の減免、納付	2
(5)	介護保険料の減免、納付	2
(6)	自立支援医療の負担軽減	2
(7)	国民年金の支給	2
(8)	子育てに係る負担の軽減	2
(9)	市税等の減免、納付	3
(10)	生活保護	4
(11)	市営住宅への入居	4
(12)	上下水道料金の減免、納付	4
(13)	母子生活支援施設への入所	4
(14)	就業の支援	4
(15)	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	4
(16)	多重債務に関する相談	5
3	精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1)	精神保健福祉	5
(2)	子育ての悩み	5
(3)	D V相談	5
(4)	障害者虐待	5
(5)	高齢者虐待	5
(6)	身体の障害	5
(7)	住所情報の保護	6

市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	総務課総務係 (役場 2 階 総務課窓口) T E L 0952-52-2181
---	--

2 経済的支援

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	総務課総務係 (役場2階 総務課窓口) T E L 0952-52-2181
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の 1 か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	健康福祉課保険年金係 (役場 1 階 5 番窓口) T E L 0952-52-7413
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	健康福祉課保険年金係 (役場 1 階 5 番窓口) T E L 0952-52-7413

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	健康福祉課保険年金係 (役場1階 5番窓口) T E L 0952-52-7413
(5) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【介護保険料の減免】 鳥栖地区広域市町村圏組合 総務課収納対策室介護保険料係 T E L 0942-85-3637 【納付相談】 鳥栖地区広域市町村圏組合 総務課収納対策室介護保険料係 T E L 0942-85-3637
(6) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	健康福祉課福祉介護係 (役場1階 5番窓口) T E L 0952-52-7413
(7) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	健康福祉課保険年金係 (役場1階 5番窓口) T E L 0952-52-7413 佐賀年金事務所 T E L 0952-31-4191
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	健康福祉課保険年金係 (役場1階 5番窓口) T E L 0952-52-7413 佐賀年金事務所 T E L 0952-31-4191
(8) 子育てに係る負担の軽減 【出産】 ●助産制度	—	—

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	住民課子育て支援係 (役場1階 4番窓口) T E L 0952-52-7412
【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	住民課子育て支援係 (役場1階 4番窓口) T E L 0952-52-7412
【保育】 ●一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となった子ども(保育園等に入所していない子ども)を保育します。	住民課子育て支援係 (役場1階 4番窓口) T E L 0952-52-7412
【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	住民課子育て支援係 (役場1階 4番窓口) T E L 0952-52-7412
【修学】 ●上峰町育英資金貸付基金制度	経済的理由により高校や大学等へ就学困難な方を対象に奨学金を貸与します。本町の奨学金は貸与であり、将来的に返還が伴います。	教育課学校教育係 (上峰町民センター) T E L 0952-52-3908
【修学】 ●要保護・準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由により就学困難と認められる場合、必要な学校費用(学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、学校安全共済掛金等)の助成をします。	教育課学校教育係 (上峰町民センター) T E L 0952-52-3908
(9) 町税等の減免、納付	町税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	税務課 課税係 収納係 T E L 0952-52-7411
	【町・県民税の減免】	税務課 課税係 収納係 T E L 0952-52-7411

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
	【固定資産税の減免】	税務課 課税係 T E L 0952-52-7411
	【国民健康保険税（料）の減免】	税務課 課税係 T E L 0952-52-7411
	【町税の納付相談】	税務課 収納係 T E L 0952-52-7411
(10) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	健康福祉課福祉介護係 （役場 1 階 5 番窓口） T E L 0952-52-7413
(11) 町営住宅への入居	これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、町営住宅への入居に関する相談に応じます。	建設課管理係 （役場 1 階 建設課窓口） T E L 0952-52-7414
(12) 下水道料金の減免、納付	下水道料金の納付が困難となった場合に、減免の相談に応じます。	建設課管理係 （役場 1 階 建設課窓口） T E L 0952-52-7414
(13) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	住民課子育て支援係 （役場 1 階 4 番窓口） T E L 0952-52-7412
(14) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	住民課子育て支援係 （役場 1 階 4 番窓口） T E L 0952-52-7412
(15) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。 ※毎月第2・第4火曜日のみ	上峰町消費生活センター （役場 2 階 総務課窓口） T E L 0952-52-2181

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(16) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。 ※毎月第2・第4火曜日のみ	上峰町消費生活センター (役場2階 総務課窓口) TEL 0952-52-2181

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	健康福祉課福祉介護係 (役場1階 5番窓口) TEL 0952-52-7413
(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。 児童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭センター TEL 0952-53-1033
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	総務課総務係 (役場2階 総務課窓口) TEL 0952-52-2181
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	・健康福祉課福祉介護係 (役場1階 5番窓口) TEL 0952-52-7413 ・特定非営利活動法人 総合相談支援センターキャッチ TEL 0942-87-8956
(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	・健康福祉課福祉介護係 (役場1階 5番窓口) TEL 0952-52-7413 ・上峰地区地域包括支援センター TEL 0952-52-5250
(6) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	・健康福祉課福祉介護係 (役場1階 5番窓口) TEL 0952-52-7413 ・特定非営利活動法人 総合相談支援センターキャッチ TEL 0942-87-8956

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(7) 住所情報の保護	D Vやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるD V等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	住民課住民記録係 （役場1階窓口） T E L 0952-52-7412